

### 議題 3

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等(いわゆるマイナンバー法)の一部改正に伴い、被保険者証が廃止となるため、所要の改正を行うものです。

#### 2 改正概要

白井市国民健康保険条例第14条

被保険者証の返還の求めに応じない場合に、過料\*を科しているため、被保険者証を削除するもの。

#### 3 施行期日

令和6年12月2日

#### 4 経過措置

施行日(令和6年12月2日)前にした行為に対する罰則は、改正前の白井市国民健康保険条例を適用するよう経過措置を設ける。

## 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

### 【現行】

（届出等）

第 9 条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

9 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

### 【令和 6. 12. 2 以降】

第 9 条 省略

5 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

### \*過料

過料は、刑罰ではないことから刑法総則の適用はなく、条例・規則で定める過料は地方公共団体の長が行政処分の形で科し（自治法第 149 条・第 255 条の 3）、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる（自治法第 231 条の 3）もの。

### 議題 3

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（白井市国民健康保険条例の一部改正）

白井市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議題 3

白井市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 号）新旧対照表

| 改 正 案                                                            | 現 行                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                              | (略)                                                                                                                                              |
| <b>第 1 4 条</b> 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした | <b>第 1 4 条</b> 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。 |
| _____ 場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。                            |                                                                                                                                                  |
| (略)                                                              | (略)                                                                                                                                              |